

スタートアップ業界

起業家へのセクハラ 独禁法違反の可能性

新興企業に投資するベンチャーキャピタル（VC）らによる起業家へのセクハラは、独占禁止法が禁じる不正な取引方法などに当たる恐れがあるとして、女性起業家らでつくる団体が公正取引委員会に申告した。団体によると、起業家へのハラメントを巡る初の申告とみられ、公取委の判断が注目される。

当事者団体公取委に申告

申告したのは、スタートアップ（新興企業）業界のセクハラ撲滅などを目指す「スタートアップユニオン」。リスクを取って革新的な事業を生み出すこととするスタートアップは、金融機関よりもVCや個人投資家からの資金調達するケースが多い。だが、優位な立場にあるVCらによるセクハラなどが後を絶たない。団体によると、女性起業家から「セクハラをやめてほしい」と伝えると、取引が止まった。「被害を告白したら取引がほとんどなくなった」といった相談が相次ぐ。投資家同士が結託して、被害者が業界内で冷遇されるケースもあるという。

ベンチャーキャピタリスト	44.4%
顧客・取引先	33.3
メンター・アドバイザー	24.7
起業支援団体の関係者	23.5
起業家	21
自社の役員・従業員	9.9
その他	6.2
回答なし	4.9

※柏野尊徳さん調べ
女性起業家へのセクハラ加害者の属性

団体側は6月中旬に公取委に申告。加害者や加害行為を黙認する人同士の団結、被害者へのセクハラなどの不当な要求、集団での無視や冷遇などの取引制限は、独禁法で禁じる「不正な取引方法」などに当たると主張している。

「と話す。公取委によると、判断を示すまで通常、半年から1年ほどかかるという。」

公取委は近年、芸能や電子商取引（EC）の分野にも積極的に独禁法の適用範囲を拡大させている。20

19年には、旧ジャニーズ事務所が元SMAPの3人を出演させないようテレビ局に働きかけた場合、独禁

女性起業家とセクハラ被害者
教育研究機関アイリーニ・マネジメント・スクールの柏野尊徳氏の2024年調査では、女性起業家の52.4%が直近1年でセクハラを経験。加害者の属性は投資家やベンチャーキャピタリストの割合が最も多い44.4%だった。

法違反につながる恐れがあるとして、同事務所に「注意」した。
こうした動きを踏まえ、独禁法に詳しい多田幸生弁護士は「セクハラを拒否した起業家への取引を拒否したり、ほかの投資家と結託して融資しないことは、独禁法で禁じる取引拒絶に当たる可能性がある」と指摘する。

スタートアップユニオン・松阪美穂代表



「起業を諦めた経緯は。カウセリングなどの事業展開を目指して、2019年から起業に向けて動き始めた。投資を募る中で、男性投資家から、「100万円出すから、愛人になつて」と言われた。断ると連絡が取れなくなり、関係者とのつながりも途絶えた。「事業計画を見てあげよう」と言われて会いに行ったら、無理やりキスをされた。被害が日常的にあつた。加害者から中傷され、体調も崩した。身を引いた方が安全だと思つた。」

「再チャレンジ後も、被害に遭つたと聞いた。「もう一度頑張ろう」と21年に活動を再開した。業界でのつながりがほとんどなくなつてい

加害者連帯の構造「罰則や公表法整備を」

構造がある。被害を訴えた人の中には不利な契約条件を押しつけられ、その後も性被害が続いた人もいた。被害者への風当たりが強く、村社会で、誰がどこでつながっているかわからない。資金調達した企業で、女性が創業者や社長である企業はわずかだ。事業計画書をVCに持つていった女性起業家が、「女性だから」という理由で断られたという相談があつた。日本のスタートアップ業界では、育児は女性がするものという意識が強く、女性への投資は、出産・育児があつて怖いとされてしまつ。業界に差別がある。起業家をセクハラなどから守る「起業家新法」の整備を求めている。現在、投資家やVCなどのセクハラから起業家の身を守る法律がない。そんな中、加害者同士が連帯して隠蔽する。ハラメント側に加勢すると得をする状態になつてい

る。被害者側も報復が怖くて被害を言えない。変えるには、ハラメント禁止と罰則、加害者や加害企業の公表が不可欠。実際に被害があるのに、真先に法整備を進めてほしい。